

9.1.2 生物・生態系、緑

(1) 現況調査

1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.1.2-1に示すとおりである。

表 9.1.2-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①東京における緑の形成の経緯 ②緑の状況 ③生育環境(土地利用)の状況 ④陸上動物の状況及び水生生物の状況 ⑤法令等による基準等 ⑥東京都等の計画等の状況	東京 2020 大会の開催に伴い、生物・生態系、緑の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査地域

調査地域は、競技会場の位置等を踏まえ、ヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンを中心とした範囲とした。

3) 調査方法

調査は、既存資料調査によった。

東京2020大会の会場整備における生物・生態系及び緑については、競技会場の計画地及びその周辺の生物・生態系への影響や緑の変化の程度を個別会場の実施段階環境影響評価として実施してきた。

そのため、本評価書では、ヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンという広域的な視点により予測するために必要な事項として、まず「ア. 東京都における緑の形成の経緯」を調査し、その上で緑や生物の生育・生息環境となる「イ. 緑の状況」や「ウ. 生育環境（土地利用）の状況」、動植物の状況として「エ. 陸上動物の状況及び水生生物の状況」等を調査した。

ア. 東京における緑の形成の経緯

調査は、以下の資料から東京における緑の形成の経緯等を整理した。

- ・「東京の都市づくりのあゆみ」（令和元年 6月 東京都都市整備局）
- ・「緑確保の総合的な方針(改定)」（平成28年 3月 東京都・特別区・市町村）

イ. 緑の状況

調査は、以下の資料から東京都における緑の量、ヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンにおける緑被地や街路樹の状況等を整理した。

- ・「2019年 9月 24日報道発表資料 平成30年「みどり率」の調査結果について」（東京都環境局）
- ・「東京の街路樹 街路樹のデータ」（東京都建設局ホームページ）
- ・「事業概要 令和 2 年版」（東京都建設局）
- ・「道路の緑化」（東京都建設局ホームページ）
- ・都内各区及び市が実施している「緑の実態調査 報告書」
- ・「緑被分布図」（平成19年 国土交通省都市・地域整備局）

ウ. 生育環境（土地利用）の状況

調査は、以下の資料からヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンにおける土地利用の状況として都立公園（都市公園）及び海上公園の整備状況を整理した。

- ・「賑わいと自然あふれる海辺を目指して－海上公園ビジョン－」（平成29年5月 東京都港湾局）
- ・「東京都の公園緑地マップ2019」（平成31年3月 東京都建設局公園緑地部計画課）
- ・「都立公園・庭園案内」（東京都建設局ホームページ）
- ・「公園調書」（東京都建設局ホームページ）
- ・「東京港の公園・緑地」（東京都港湾局ホームページ）
- ・都内各区及び市が実施している「緑の実態調査 報告書」
- ・「緑被分布図」（平成19年 国土交通省都市・地域整備局）
- ・「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」（令和2年7月 東京都・特別区・市町）

エ. 陸上動物の状況及び水生生物の状況

調査は、以下の資料からヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンにおける陸上動物、水生生物の状況等を整理した。また、各競技会場の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価における現地調査結果を整理・解析した。

- ・「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査（自然環境調査Web-GIS）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

オ. 法令等による基準等

調査は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等の法令の整理によった。

カ. 東京都等の計画等の状況

調査は、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」（平成28年12月 東京都）等の計画等の整理によった。

4) 調査結果

ア. 東京における緑の形成の経緯

江戸時代の東京の都市空間は、武家地、寺社地、町人地に区分され、武家地の範囲が全体面積の約7割を占めていた。このような江戸に存在した広大な武家地は、今日では公的施設や公園等といった形で引き継がれており、東京の都市空間を形成する重要な要素となっている。

1900年(明治33年)には、現在の区部の6分の1程度の規模で東京市が誕生し、その後の1919年(大正8年)に都市計画法が施行されたが、同法の及ばない郊外(現在の区部周辺部)での人口が急増し、都市域が拡大した。これらの都市域拡大の問題は、当時の先進工業国に共通の都市問題であり、1924年(大正13年)にアムステルダムで開催された国際都市計画会議において、都市の周囲に環状の緑地帯(グリーンベルト)を設け都市域の拡大を防ぐグリーンベルト構想が提唱された。我が国でもグリーンベルトが大都市の無秩序な拡大を防止するための「緑地」として、都市計画行政に取り入れられた。東京においても、現在の区部境界まで東京市の市域が拡張された際に、市域境の外側に空地帯(緑地帯)を設けることが検討され、1939年(昭和14年)に「東京緑地計画」として提案された。戦後は、農地改革の中で、これらの緑地は農地として開放され縮小したが、今日の区部に存在する大きな公園や河川沿いの公園の多くが残存しており、「東京緑地計画」は、現在の都市計画における公園・緑地計画の根幹になって今日に至るまで大きな影響を与えている。

その後の東京の都市づくりを緑の観点から振り返ってみると、市街化の進展による緑の減少に対して、東京都では昭和50年代から総合的な対策を講じるようになった。体系的に緑地を捉えて全体目標像を示した「東京都緑のマスターplan」¹(昭和56年)、緑の対策範囲を民間にまで広げて施策を示した「緑の倍増計画」²(昭和59年)、多摩の丘陵地の開発指針を示した「みどりのフィンガープラン」³(平成3年)、政策指標「みどり率」⁴を用いた「緑の東京計画」⁵(平成12年)等がある。また、1994年(平成6年)の都市緑地保全法⁶(昭和48年法律第72号)改正に伴い、各区市町村の緑のマスターplanとも言える「緑の基本計画」⁷が法律に位置付けられ、今まで東京都の都市計画区域のほぼ全自治体が策定、運用している。

1997年(平成9年)に策定された「生活都市東京構想」では、これまでの施策の流れを踏まえながら「水と緑のネットワーク」として緑の施策を改めて体系化し、「生きものの通り道」としての緑の役割を明確にした。緑へのニーズが公園の整備や街路樹の育成といったレベルから、次第に親水性の確保の問題も加え、今日の生物相や土壤環境(ランドスケープ)への

1 「東京都緑のマスターplan」: 2000年の緑地の確保目標として、区部約10,700ha、多摩部約33,000ha計約43,700ha(区域の30%相当)、一人当たり緑地面積は、区部12m²、多摩部20m²とした。

2 「緑の倍増計画」: 緑の量、質、行動の倍増がコンセプトであり、一人当たり公園面積を3.1m²から6.0m²に、樹木を1億本から2億本に倍増することを目指した。

3 「みどりのフィンガープラン」: 多摩の丘陵地の緑について、自然と開発の調和の観点から地形的、自然的特性により類型区分し、その特性に基づいて保全・活用が行われるよう、ガイドラインとして示したもの。

4 「みどり率」: 緑被率(ある地域における、緑で被われた土地の面積の、その地域全体の面積に占める割合)に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたもの。

5 「緑の東京計画」: 2001年度(平成13年度)から2015年度(平成27年度)までの15年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしたもの。

6 都市緑地保全法: 1973年(昭和48年)に制定され、2004年(平成16年)に「都市緑地法」に名称改正された。都市緑地法は都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

7 「緑の基本計画」: 都市緑地法に位置付けられ、区市町村が定めることができる。緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

関心も加えて、自然の総体の中でより広く「緑」のありかたを認識する方向に進んできている。

また、東京における自然の保護と回復に関する条例の緑化計画制度や開発許可制度、さらに都市開発諸制度等⁸による緑の保全・創出、環境軸⁹のように、まちづくりと連動して緑を生み出す仕組みも充実し、成果も上げており、公園等の拡充と併せ、今後の大きな柱になることが期待されている。

イ. 緑の状況

(ア) 緑の量の状況

東京都における「みどり率」は、1970 年代から 1990 年代にかけて東京都全域、区部、多摩部ともに減少している。近年のみどり率は、表 9.1.2-2 に示すとおり、東京都全域、区部及び多摩部とも、微減となっている。

表 9.1.2-2 東京都のみどり率の状況

区分	調査年	みどり率					
		公園・緑地	農用地	水面・河川・水路	樹林・原野・草地	合計	前回調査比
東京都 全域	2003 年 (平成 15 年)	3.3%	4.4%	2.6%	42.2%	52.4%	—
	2008 年 (平成 20 年)	3.5%	3.9%	2.5%	40.8%	50.7%	-1.7%
	2013 年 (平成 25 年)	3.7%	3.7%	2.5%	40.6%	50.5%	-0.2%
	[2013 年] [(平成 25 年) 参考値]	[3.8%]	[3.7%]	[2.6%]	[42.9%]	[53.0%]	[—]
	[2018 年] [(平成 30 年)]	[3.9%]	[3.4%]	[2.6%]	[42.6%]	[52.5%]	[-0.5%]
区部	2003 年 (平成 15 年)	5.2%	1.4%	4.7%	8.7%	20.0%	—
	2008 年 (平成 20 年)	5.4%	1.1%	4.6%	8.5%	19.6%	-0.4%
	2013 年 (平成 25 年)	5.6%	1.0%	4.5%	8.7%	19.8%	+0.2%
	[2013 年] [(平成 25 年) 参考値]	[5.6%]	[1.0%]	[4.5%]	[13.3%]	[24.5%]	[—]
	[2018 年] [(平成 30 年)]	[5.7%]	[0.9%]	[4.5%]	[13.0%]	[24.2%]	[-0.3%]
多摩部	2003 年 (平成 15 年)	2.3%	6.0%	1.4%	60.0%	69.8%	—
	2008 年 (平成 20 年)	2.5%	5.4%	1.4%	58.0%	67.4%	-2.4%
	2013 年 (平成 25 年)	2.8%	5.1%	1.4%	57.8%	67.1%	-0.3%
	[2013 年] [(平成 25 年) 参考値]	[2.8%]	[5.1%]	[1.5%]	[59.0%]	[68.4%]	[—]
	[2018 年] [(平成 30 年)]	[2.9%]	[4.7%]	[1.5%]	[58.7%]	[67.8%]	[-0.6%]

注) 平成 25 年までのみどり率は、みどり率の推移を把握するため、近赤外線画像を用いない方法により算出している。

2018 年(平成 30 年)調査は、近赤外線画像(従来に比べて高い精度で緑を抽出することができる)を活用して算出している。なお、「2013 年(平成 25 年)参考値」は、2018 年(平成 30 年)調査と同じ手法による算出結果である。

出典:「2019 年 9 月 24 日報道発表資料 平成 30 年「みどり率」の調査結果について」(東京都環境局)

8 都市開発諸制度等: 再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区、総合設計(東京都許可)に都市再生特別地区が加わった都市開発を誘導する制度群。

9 環境軸: 公園・緑地、道路や河川のみどりとこれら沿線のまちづくりで生まれるみどり等を組み合わせ、都市施設のみでは成しえない厚みと広がりをもったみどり空間の創造を目指すもの。

東京都のヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンにおける緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）の状況は、図 9.1.2-2(1) 及び(2)¹⁰に示すとおりである。

ヘリテッジゾーンでは、皇居外苑や日本武道館周辺の皇居や北の丸公園、オリンピックスタジアム（新国立競技場）や東京体育館周辺の明治神宮外苑や新宿御苑、代々木体育館周辺の代々木公園や明治神宮内苑等に大規模な緑被地が分布している。

東京ベイゾーンでは、辰巳地区、若洲地区、有明地区、お台場地区、大井地区、中央防波堤等に大規模な緑被地が分布している。

また、東京都では、豊かな自然環境の創出・保全のため、都道の街路樹を整備している。東京の街路樹本数の推移は、図 9.1.2-1 に、都内の街路樹本数は、表 9.1.2-3 に示すとおりであり、増加傾向を示している。特に近年では、2008 年度（平成 20 年度）から開始した「街路樹の充実事業（街路樹 100 万本計画）」により、図 9.1.2-2(1) 及び(2)に示す緑の拠点を街路樹で結ぶグリーンロードネットワークの充実に向け、街路樹の植栽本数が急増し、予定通り 2015 年度（平成 27 年度）末に目標を達成した。



注)2019 年(平成 31 年) 4 月 1 日までのデータを示す。

出典：「東京の街路樹 街路樹のデータ」(2021 年 2 月 1 日参照 東京都建設局ホームページ)
<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/ryokuka/hyoushi/hyoushi5/index.html>
 及び「道路の緑化」(2021 年 2 月 1 日参照 東京都建設局ホームページ)
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/ryokuka/index.html> をもとに編集

図 9.1.2-1 東京の街路樹本数の推移

表 9.1.2-3 都内の街路樹本数

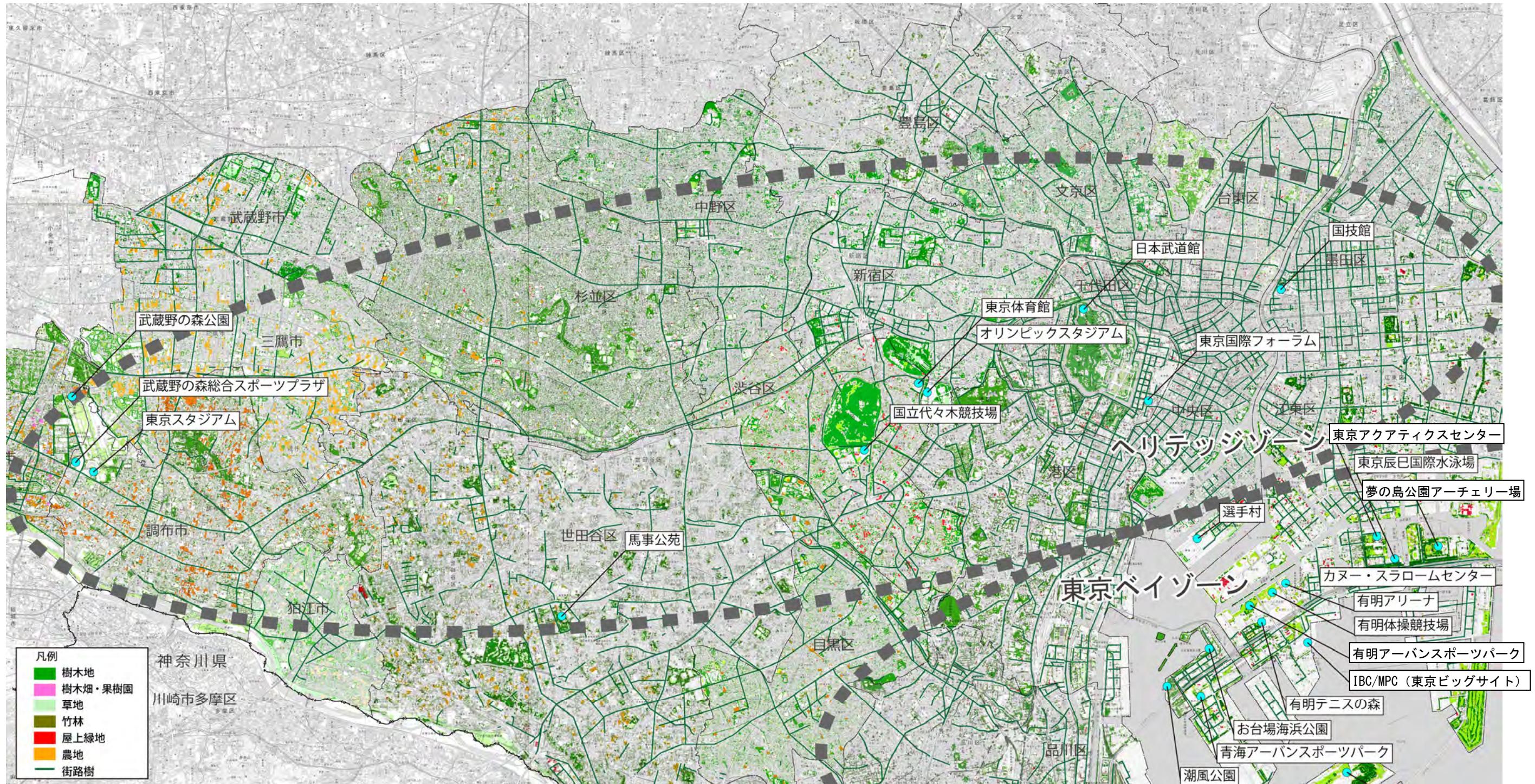
区分	街路樹本数
都道	648,576 本
国道	25,751 本
区道	212,411 本
市町村道	127,544 本
合計	1,014,282 本

注)2020 年(令和 2 年) 4 月 1 日現在

出典：「事業概要 令和 2 年版」(東京都建設局)

10 本図は、各区市が作成している「緑の実態調査 報告書」及び東京都のグリーンロードネットワークを合成して作成した。

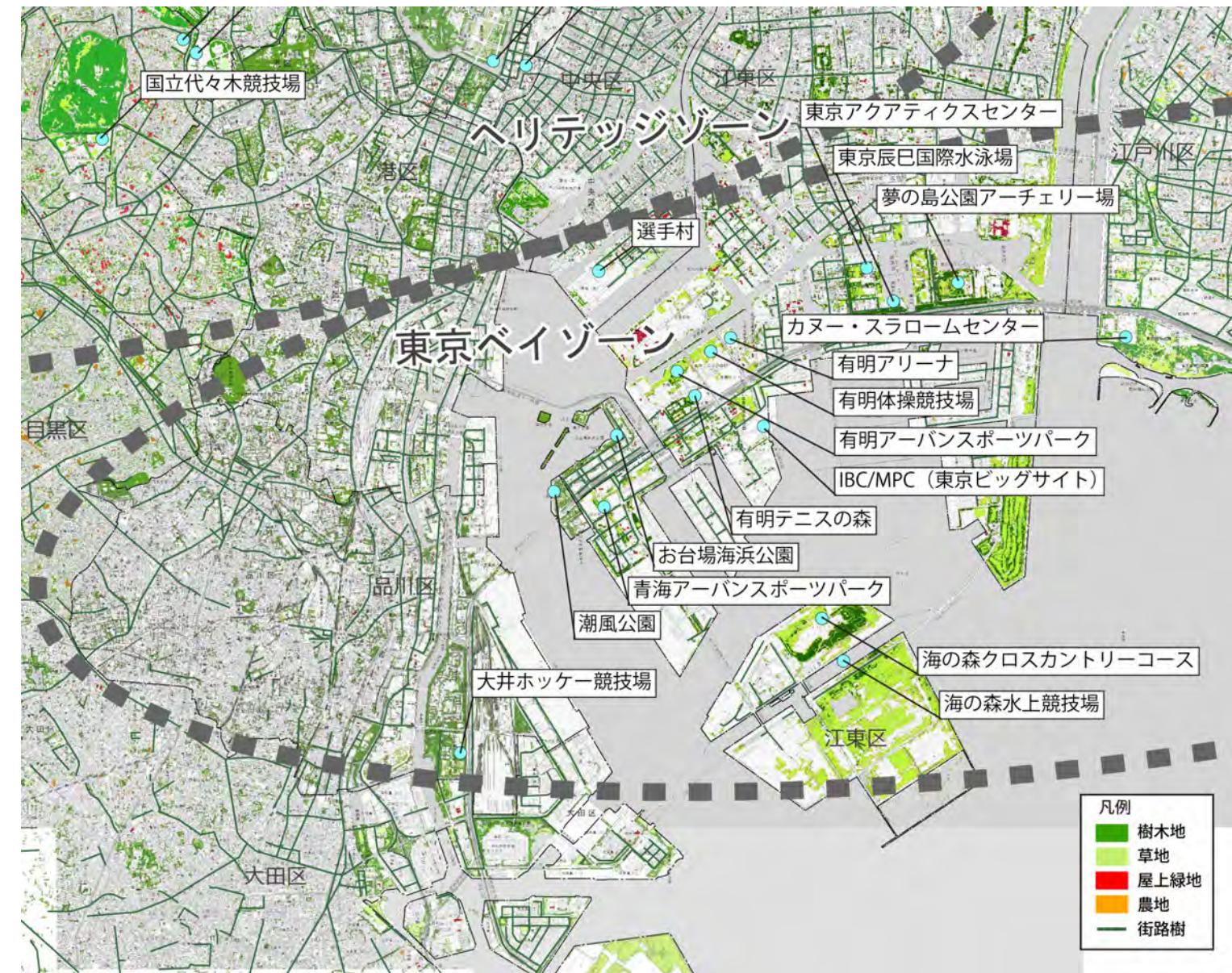
(空白のページ)



出典：「道路の緑化」（2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ）<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/ryokuka/index.html>、「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査（平成22年度）」（平成23年3月 千代田区）、「中央区緑の実態調査（第5回）報告書」（平成30年3月 中央区環境土木部水とみどりの課）、「港区みどりの実態調査（第9次）報告書」（平成29年3月 港区）、「新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）」（平成28年2月 新宿区みどり土木部みどり公園課）、「墨田区緑と生物の現況調査報告書」（平成22年3月 墨田区区民活動推進部環境保全課）、「平成29年度 江東区緑被率等調査報告書」（平成30年1月 江東区）、「平成26年度品川区みどりの実態調査報告書」（平成27年3月 品川区防災まちづくり事業部公園課みどりの係）、「平成28年度世田谷区みどりの資源調査報告書」（平成29年3月 世田谷区）、「平成25年度 渋谷区自然環境調査報告書」（渋谷区）、「中野区緑の実態調査報告書（第五次）」（平成29年3月 中野区）、「平成29年度杉並区みどりの実態調査報告書」（平成30年3月 杉並区）、「緑と水の基本計画2022（第1次改訂）」（平成28年3月 三鷹市）、「府中市緑の基本計画2009」（平成21年8月 府中市）、「平成27年度調布市緑化基本調査報告書」（平成28年4月 調布市）、「狛江市緑の実態調査 報告書」（平成24年3月 狛江市）、「豊島区みどりの基本計画」（平成28年3月 豊島区）、「第8次文京区緑地実態調査報告書概要版」（平成31年3月 文京区）、「武藏野市自然環境等実態調査報告書」（平成29年4月 武藏野市）、「台東区みどりの実態調査報告書」（平成31年3月 台東区）をもとに作成

図 9.1.2-2(1) 緑被地の状況（ヘルティゾーン）

(空白のページ)



出典：「道路の緑化」(2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ) <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/ryokuka/index.html>、「中央区緑の実態調査（第5回）報告書」(平成30年3月 中央区環境土木部水とみどりの課)、「港区みどりの実態調査（第9次）報告書」(平成29年3月 港区)、「平成29年度 江東区緑被率等調査報告書」(平成30年1月 江東区)、「平成26年度品川区みどりの実態調査報告書」(平成27年3月 品川区防災まちづくり事業部公園課みどりの係)、「平成30年度大田区みどりの実態調査 概要版」(平成31年3月 大田区)、「緑被分布図」(平成19年 国土交通省都市・地域整備局)をもとに作成

図 9.1.2-2(2) 緑被地の状況（東京ベイゾーン）

(空白のページ)

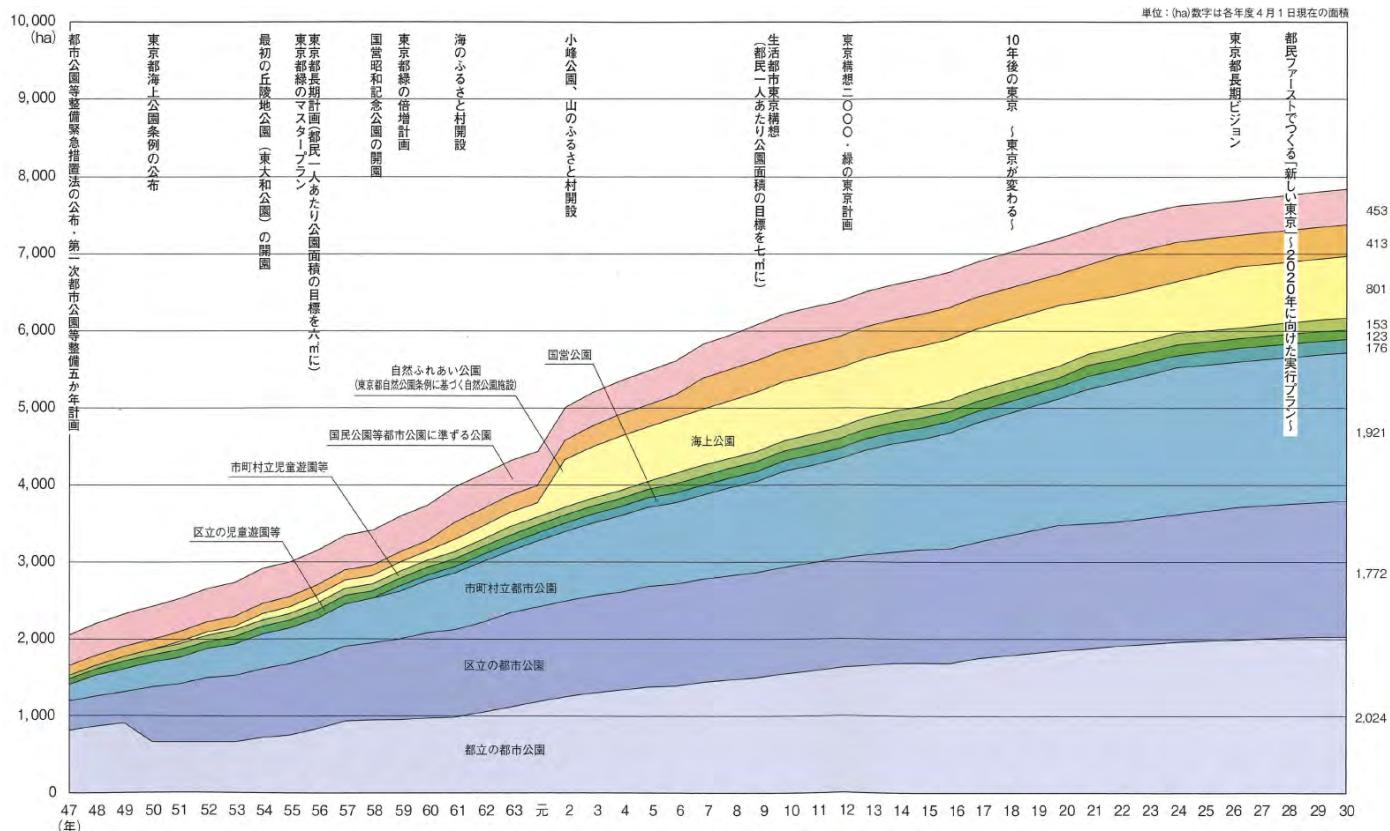
ウ. 生育環境（土地利用）の状況

東京都では、緑の拠点である公園・緑地の計画的な整備を通して、水と緑のネットワークの形成を促進するため、「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」(令和2年7月 東京都・特別区・市町)に基づき、緑のネットワークの拠点となる都立の都市公園(都立公園)を整備している。

また、東京都は、1970年(昭和45年)に「東京都海上公園構想」を策定して以来、都民が海と触れ合い、スポーツやレクリエーションの場となる海上公園を整備してきた。「賑わいと自然あふれる海辺を目指して－海上公園ビジョン－」(平成29年5月 東京都港湾局)では、海上公園による水と緑のネットワークの創出や生物多様性保全の推進に取り組んでいる。

これらの都市公園(都立公園)や海上公園を含む都内公園面積の推移は、図9.1.2-3に示すおりであり、1972年(昭和47年)の約2,000haから2018年(平成30年)の約8,000haと約4倍に増加している。

ヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンにおける都市公園(都立公園)及び海上公園は、表9.1.2-4(1)及び(2)、図9.1.2-4(1)及び(2)に示すおりである。ヘリテッジゾーンでは、緑のネットワークの拠点となる都市公園(都立公園)が整備されている。東京ベイゾーンでは、かつては、高度経済成長期には埋立てにより産業用地が沿岸部に拡大し、同時期に水質など環境の悪化が顕著になったこともあり、人々が海と触れ合う機会は徐々に減っていたが、海上公園の整備を進め、海上公園の開園面積は約800haとなっており、臨海地域における貴重な水辺・緑地空間が形成されている。



出典：「東京都の公園緑地マップ2019」(平成31年3月 東京都建設局公園緑地部計画課)

図9.1.2-3 都内公園面積の推移

表 9.1.2-4(1) 東京都が設置した整備済み・整備中の公園（ヘリテッジゾーン）

No.	名称	区分	開園時期	面積
1	日比谷公園	都立公園（都市公園）	1903年6月1日	161,636.66m ²
2	旧芝離宮恩賜庭園	都立公園（都市公園）	1924年4月20日	庭園 42,035.40m ² 、開放公園 1,139.96m ²
3	横網町公園	都立公園（都市公園）	1930年9月1日	19,579.53m ²
4	猿江恩賜公園	都立公園（都市公園）	1932年4月29日	145,088.43m ²
5	清澄庭園	都立公園（都市公園）	1932年7月24日	庭園 37,434.32m ² 、開放公園 43,656.95m ²
6	蘆花恒春園	都立公園（都市公園）	1938年2月27日	80,304.43m ²
7	小石川後楽園	都立公園（都市公園）	1938年4月3日	70,847.17m ²
8	浜離宮恩賜庭園	都立公園（都市公園）	1946年4月1日	250,215.72m ²
9	戸山公園	都立公園（都市公園）	1954年8月16日	186,471.81m ²
10	神代植物公園	都立公園（都市公園）	1961年10月20日	489,731.10m ²
11	善福寺川緑地	都立公園（都市公園）	1964年8月1日	178,783.62m ²
12	和田堀公園	都立公園（都市公園）	1964年8月1日	260,502.79m ²
13	明治公園	都立公園（都市公園）	1964年10月1日	28,381.03m ²
14	代々木公園	都立公園（都市公園）	1967年10月20日	540,529.00m ²
15	青山公園	都立公園（都市公園）	1970年6月1日	40,018.20m ²
16	祖師谷公園	都立公園（都市公園）	1975年6月1日	93,372.07m ²
17	亀戸中央公園	都立公園（都市公園）	1980年6月1日	103,205.34m ²
18	玉川上水緑道	都立公園（都市公園）	1981年6月1日	144,978.33m ²
19	木場公園	都立公園（都市公園）	1992年6月1日	238,711.13m ²
20	武蔵野の森公園	都立公園（都市公園）	2000年4月1日	385,750.34m ²
21	旧岩崎邸庭園	都立公園（都市公園）	2001年10月1日	18,235.47m ²
22	芝公園	都立公園（都市公園）	1873年10月19日	122,501.09m ²
23	上野恩賜公園	都立公園（都市公園）	1873年10月19日	538,506.96m ²

注)表中のNo.は、図9.1.2-4(1)に対応する。

出典：「東京都の公園緑地マップ2019」（平成31年3月 東京都建設局公園緑地部計画課）

「都立公園・庭園案内」（2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ）

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/kouenannai/index.html>

「公園調書（令和2年4月1日現在）」（2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ）

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/kouenannai/kouen_menseki.html

表 9.1.2-4(2) 東京都が設置した整備済み・整備中の公園（東京ベイゾーン）

No.	名称	区分	開園時期	面積
1	台場公園	都立公園（都市公園）	1928年7月7日	29,963.40m ²
2	潮風公園	都立公園（都市公園）	1974年6月1日	154,542.41m ²
3	青海緑道公園	海上公園	1975年12月1日	6,251.00m ²
4	辰巳の森緑道公園	海上公園	1975年12月1日	145,503.24m ²
5	品川北ふ頭公園	海上公園	1975年12月1日	5,950.00 m ²
6	お台場海浜公園	海上公園	1975年12月1日	510,809.79m ² (うち水域 435,395.00m ²)
7	東海緑道公園	海上公園	1975年12月1日	43,890.31m ²
8	晴海ふ頭公園（休園中）	海上公園	1975年12月1日	24,513.27m ²
9	京浜運河緑道公園	海上公園	1975年12月1日	81,649.19m ²
10	東八潮緑道公園（休園中）	海上公園	1975年12月1日	4,879.00m ²
11	コンテナふ頭公園	海上公園	1975年12月1日	2,383.00m ²
12	新木場公園	海上公園	1977年1月20日	7,596.00m ²
13	フェリーふ頭公園（休園中）	海上公園	1977年1月20日	9,293.10m ²
14	みなとが丘ふ頭公園	海上公園	1977年1月20日	50,265.00m ²
15	大井ふ頭緑道公園	海上公園	1977年1月20日	32,662.00m ²
16	青海中央ふ頭公園	海上公園	1978年4月1日	12,450.00m ²
17	春海橋公園	海上公園	1978年4月1日	23,967.84m ²
18	夢の島緑道公園	海上公園	1978年4月1日	104,335.30m ²
19	東京港野鳥公園	海上公園	1978年4月1日	363,108.79m ²
20	大井ふ頭中央海浜公園	海上公園	1978年4月1日	454,271.75m ²
21	夢の島公園	都立公園（都市公園）	1978年10月1日	433,612.23m ²
22	京浜島つばさ公園	海上公園	1979年4月1日	25,037.00m ²
23	京浜島ふ頭公園	海上公園	1980年4月1日	12,577.15m ²
24	暁ふ頭公園	海上公園	1981年4月1日	15,502.30m ²
25	城南島緑道公園	海上公園	1981年4月1日	19,959.95m ²
26	京浜島緑道公園	海上公園	1982年5月15日	31,562.27m ²
27	有明テニスの森公園（休園中）	海上公園	1983年5月14日	163,341.64m ²
28	葛西臨海公園	都立公園（都市公園）	1989年6月1日	777,197.44m ²
29	葛西海浜公園	海上公園	1989年6月1日	4,117,473.01m ²
30	林試の森公園	都立公園（都市公園）	1989年6月1日	120,762.91m ²
31	若洲海浜公園	海上公園	1990年12月1日	830,177.65m ² (うち水域 53,951.00m ²)
32	城南島海浜公園	海上公園	1991年7月6日	199,532.56m ² (うち水域 75,610.00m ²)
33	城南島ふ頭公園	海上公園	1992年11月1日	7,139.71m ²
34	辰巳の森海浜公園	海上公園	1993年6月1日	206,851.25m ²
35	新木場緑道公園	海上公園	1994年11月1日	63,074.10m ²
36	東海ふ頭公園	海上公園	1994年11月1日	22,694.18m ² (うち水域 2,085.00m ²)
37	シンボルプロムナード公園	海上公園	1996年4月1日	264,446.73m ²
38	水の広場公園	海上公園	1996年4月1日	78,387.11m ²
39	青海北ふ頭公園	海上公園	1996年4月1日	25,812.00m ²
40	有明西ふ頭公園	海上公園	1996年4月1日	10,288.00m ²
41	青海南ふ頭公園	海上公園	1997年4月1日	43,760.40m ²
42	芝浦南ふ頭公園	海上公園	2008年1月4日	9,925.71m ²
43	東京臨海広域防災公園	都立公園（都市公園）	2010年7月1日	65,197.12m ²
44	有明北緑道公園	海上公園	2016年4月1日	26,143.67m ²
45	海の森公園	海上公園	2019年6月1日	669,006.12 m ² (うち水域 543,570.00m ²)
46	有明親水海浜公園（仮称）	海上公園	整備中	整備中

注)表中のNo.は、図9.1.2-4(2)に対応する。

出典：「東京都の公園緑地マップ2019」（平成31年3月 東京都建設局公園緑地部計画課）

「東京港の公園・緑地」（2021年2月1日参照 東京都港湾局ホームページ）

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/park/>

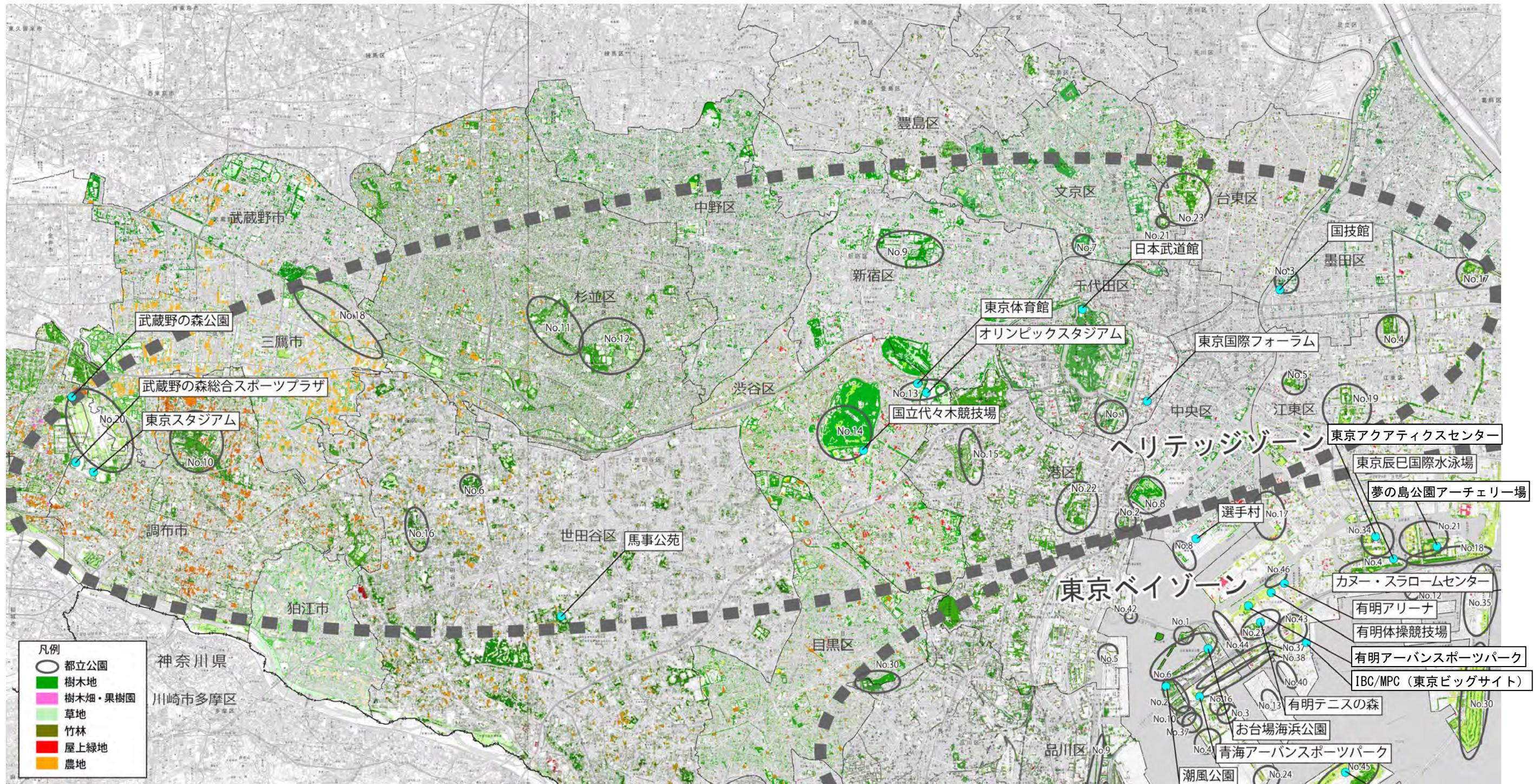
「都立公園・庭園案内」（2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ）

<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/kouenannai/index.html>

「公園調書（令和2年4月1日現在）」（2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ）

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/kouenannai/kouen_menseki.html

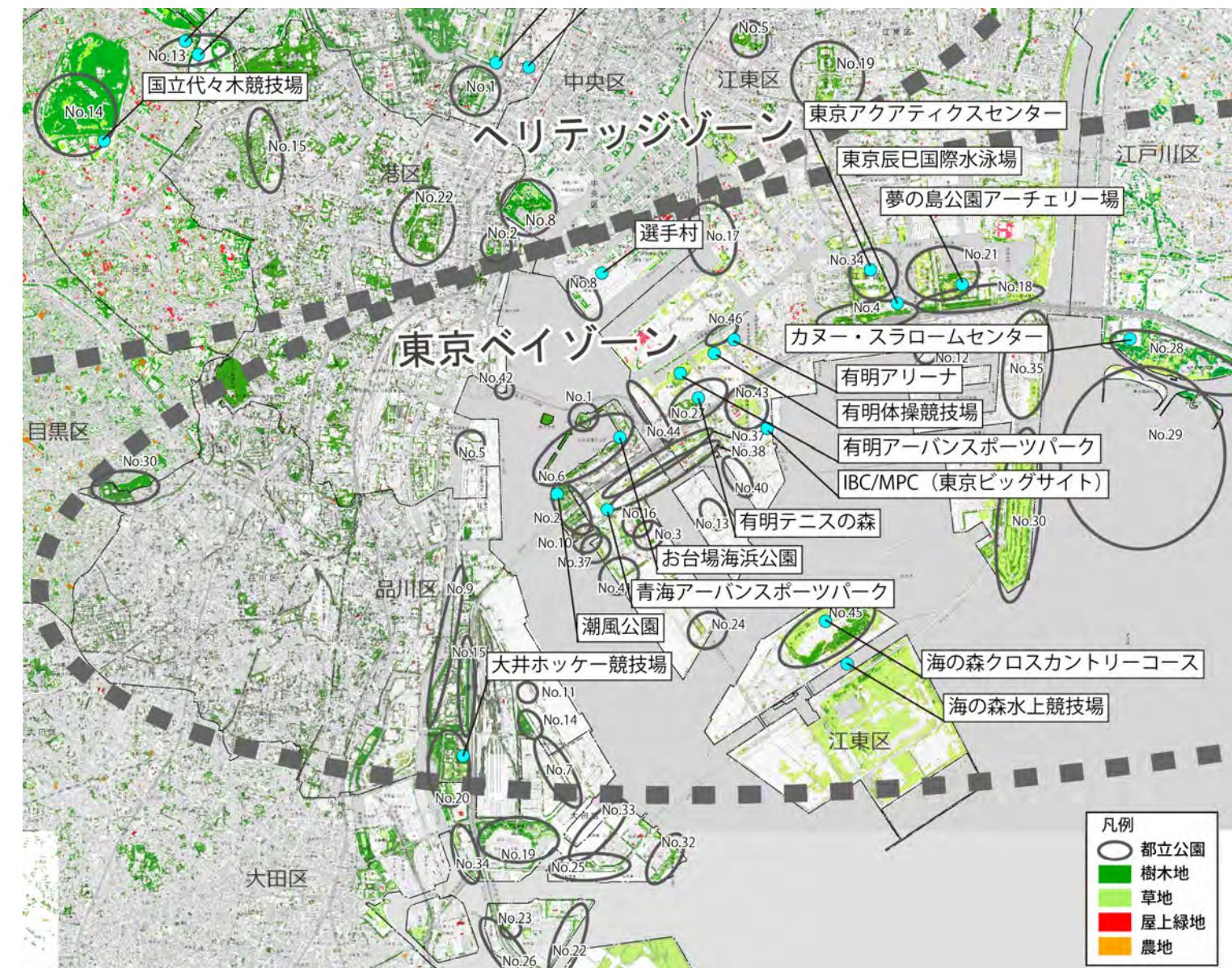
(空白のページ)



出典：「都立公園・庭園案内」(2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ) <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/kouenannai/index.html>、「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査（平成22年度）」(平成23年3月 千代田区)、「中央区緑の実態調査（第5回）報告書」(平成30年3月 中央区環境土木部水とみどりの課)、「港区みどりの実態調査（第9次）報告書」(平成29年3月 港区)、「新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）」(平成28年2月 新宿区みどり土木部みどり公園課)、「墨田区緑と生物の現況調査報告書」(平成22年3月 墨田区民活動推進部環境担当課全課)、「平成29年度 江東区緑被率等調査報告書」(平成30年1月 江東区)、「平成26年度品川区みどりの実態調査報告書」(平成27年3月 品川区防災まちづくり事業部公園課みどりの係)、「平成28年度世田谷区みどりの資源調査報告書」(平成29年3月 世田谷区)、「平成25年度 渋谷区自然環境調査報告書」(渋谷区)、「中野区緑の実態調査報告書（第五次）」(平成29年3月 中野区)、「平成29年度杉並区みどりの実態調査報告書」(平成30年3月 杉並区)、「緑と水の基本計画2022（第1次改訂）」(平成28年3月 三鷹市)、「府中市緑の基本計画2009」(平成21年8月 府中市)、「平成27年度調布市緑化基本調査報告書」(平成28年4月 調布市)、「狛江市緑の実態調査 報告書」(平成24年3月 狛江市)、「豊島区みどりの基本計画」(平成28年3月 豊島区)、「第8次文京区緑地実態調査報告書概要版」(平成31年3月 文京区)、「武藏野市自然環境等実態調査報告書」(平成29年4月 武藏野市)、「台東区みどりの実態調査報告書」(平成31年3月 台東区)、「東京都の公園緑地マップ2019」(平成31年3月 東京都建設局公園緑地部計画課)をもとに作成

図 9.1.2-4(1) 整備済み・整備中の公園（ヘリテッジゾーン）

(空白のページ)



出典：「東京港の公園・緑地」（2021年2月1日参照 東京都港湾局ホームページ）<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/park/>、「都立公園・庭園案内」（2019年8月1日参照 東京都建設局ホームページ）<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/kouenannai/index.html>、「中央区緑の実態調査（第5回）報告書」（平成30年3月 中央区環境土木部水とみどりの課）、「港区みどりの実態調査（第9次）報告書」（平成29年3月 港区）、「平成29年度 江東区緑被率等調査報告書」（平成30年1月 江東区）、「平成26年度品川区みどりの実態調査報告書」（平成27年3月 品川区防災まちづくり事業部公園課みどりの課）、「平成30年度大田区みどりの実態調査 概要版」（平成31年3月 大田区）、「緑被分布図」（平成19年 国土交通省都市・地域整備局※緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料D・1-No.393「細密数値情報(10mメッシュ土地利用)首都圏」を利用し作成したものである（承認番号 国地企調第376号 平成20年1月4日）。この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000（土地利用）及び数値地図2500（空間データ基盤）を使用したものである（承認番号平19総使、第450号）。元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution）、「東京都の公園緑地マップ2019」（平成31年3月 東京都建設局公園緑地部計画課）をもとに作成（※江戸川区は、緑の実態調査未公表）

図 9.1.2-4(2) 整備済み・整備中の公園（東京ベイゾーン）

(空白のページ)

エ. 陸上動物の状況及び水生生物の状況

東京都のヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンに位置する東京 2020 大会競技会場における主な動物の確認状況は、表 9.1.2-5 に示すとおりであり、ヘリテッジゾーンでは主に樹林に生息する種、東京ベイゾーンでは主に水域に生息する種が多く確認されているほか、樹林や草地に生息する種も確認されている。

東京ベイゾーンでは、海上公園を中心に、まとまった樹林地や緩衝緑地帯、干潟や浅場、近自然型の護岸など、自然環境の保全・創出を進めてきた。東京港野鳥公園は、シギ・チドリ類の重要な生息地として、国際的な連携協力事業である東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ¹¹に参加しており、コアジサシ等の希少種も見られる野鳥の貴重な生息地となっている。葛西海浜公園の水域に広がる三枚洲¹²は、遠浅の海の姿が残されており、スズガモなど渡り鳥をはじめとする様々な生物の生息空間となっており、2018 年(平成 30 年)10 月には、東京都としては初となるラムサール条約¹³湿地に登録された。

また、近年多数の緑被地が整備された東京ベイゾーンにおける既存資料及び実施段階環境アセスメント¹⁴における動物種の確認状況は、表 9.1.2-6(1)～(3)に示すとおりである。既存資料と実施段階環境アセスメントの調査では、調査方法が異なるため、確認種数を直接比較できるものではないが、既存資料(調査年：1978 年(昭和 53 年)～1993 年(平成 5 年))と実施段階環境アセスメント(調査年：2012 年(平成 24 年)～2016 年(平成 28 年))を比較すると、哺乳類及び両生類・爬虫類の確認種構成に大きな差は見られないが、図 9.1.2-5(1)及び(2)に示すとおり鳥類及び昆虫類の生息環境別の種数構成に変化が見られる。

実施段階環境アセスメントでは、鳥類のタカ目のオオタカ、キツツキ目のコゲラ、スズメ目のサンショウクイ科、キクイタダキ科、エナガ科、ムシクイ科、チメドリ科等、昆虫類のオサムシ科、クワガタムシ科、タマムシ科、カミキリムシ科など樹林に生息する確認種の割合が、鳥類では 12%から 29%に、昆虫類では 19%から 25%に増加している。

11 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ：渡り鳥は繁殖や越冬を目的に長距離を移動するが、その経路として世界には 9 つのフライウェイがあることが知られている。日本国内から東京港野鳥公園を含む 33か所の湿地・干潟等が参加している「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」はその 1 つであり、関係国や国際機関、NGO 等の連携により生息地の保全が進められている。

12 三枚洲：東京湾に注ぐ荒川と旧江戸川の延長線上に囲まれた自然干潟。葛西海浜公園の沖合に広がっている。

13 ラムサール条約：1971 年(昭和 46 年)2 月 2 日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約である。

14 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価

表 9.1.2-5 東京 2020 大会競技会場における主な動物の確認状況

区分	生息環境		
	樹林	草地	水域
ヘリテッジゾーン 〔オリンピックスタジアム 馬事公苑 武藏野の森総合スポーツ プラザ〕	[哺乳類] アズマモグラ、タヌキ	[哺乳類] アズマモグラ、タヌキ	[哺乳類] —
	[鳥類] コゲラ、シジュウカラ、ウグイス、エナガ、メジロ等	[鳥類] ツバメ、ヒヨドリ、ツグミ、スズメ、アオジ 等	[鳥類] ハクセキレイ、カワラヒワ等
	[爬虫類] アオダイショウ 等	[爬虫類] ニホントカゲ、ニホンカナヘビ	[爬虫類] —
	[両生類] —	[両生類] —	[両生類] アズマヒキガエル
東京ベイゾーン 〔有明アリーナ 有明体操競技場 有明テニスの森 大井ホッケー競技場 海の森クロスカントリー コース 海の森水上競技場 カヌー・スラローム センター 夢の島公園 アーチェリー場 東京アクアティクス センター 選手村〕	[哺乳類] アズマモグラ	[哺乳類] アズマモグラ	[哺乳類] —
	[鳥類] キジバト、シジュウカラ、メジロ 等	[鳥類] ツバメ、ヒバリ、セッカ、オオヨシキリ 等	[鳥類] カモ類、サギ類、チドリ類、シギ類、カモメ類 等
	[爬虫類] アオダイショウ	[爬虫類] ニホンカナヘビ、ニホントカゲ 等	[爬虫類] アカミミガメ
	[両生類] —	[両生類] —	[両生類] アズマヒキガエル、ウシガエル
	[昆虫類] セミ類、カメムシ類、チョウ類、コウチュウ類 等	[昆虫類] トンボ類、バッタ類、チョウ類 等	[昆虫類] アメンボ、カグロウ類 等

出典：各競技会場の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」をもとに作成

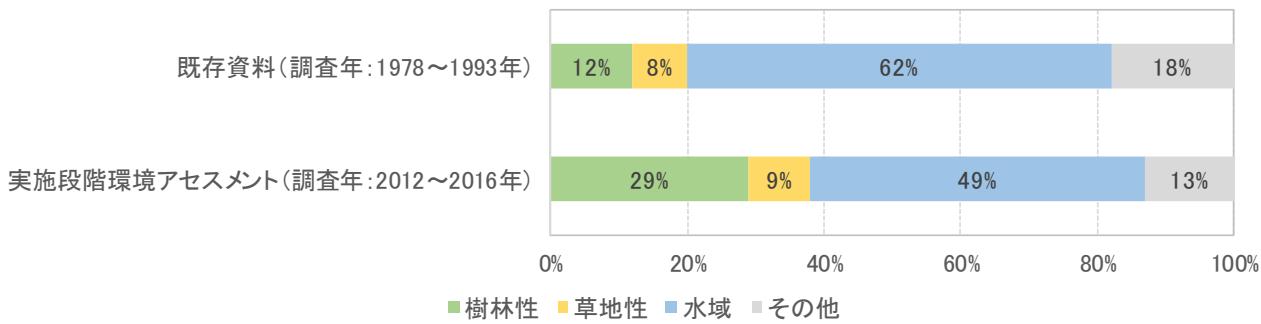


図 9.1.2-5(1) 生息環境別の種数構成（鳥類）

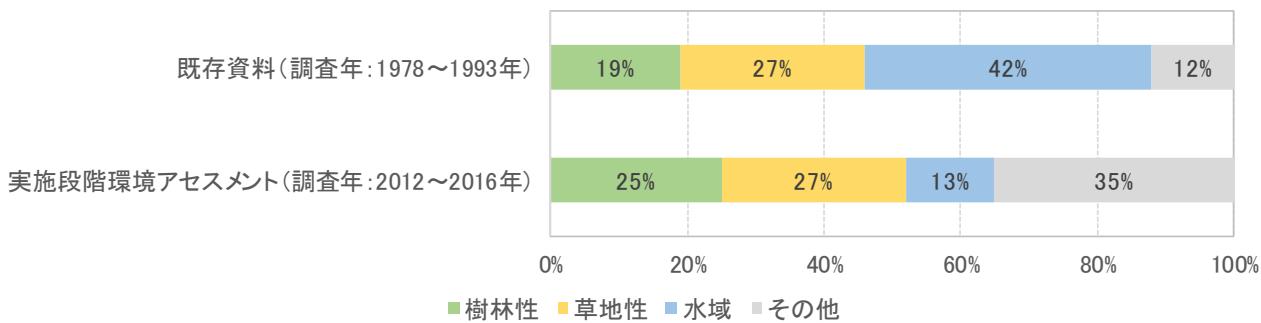


図 9.1.2-5(2) 生息環境別の種数構成（昆虫類）

表 9.1.2-6(1) 臨海部における既存資料及び実施段階環境アセスメントにおける動物種の確認状況

分類	確認種	
	既存資料 ¹ (調査年：1978～1993 年)	実施段階環境アセスメント ² (調査年：2012～2016 年)
哺乳類	ネコ目 (1 種：イタチ) 1 目 1 科 1 種	モグラ目 (1 種：アズマモグラ) コウモリ目 (1 種：ヒナコウモリ科の一種) ネコ目 (1 種：ハクビシン) 3 目 3 科 3 種
両生類・爬虫類	無尾目 (3 種：アズマヒキガエル, ニホンアマガエル, ウシガエル) カメ目 (3 種：ニホンイシガメ, クサガメ, ミシシッピアカミミガメ) 有鱗目 (3 種：ニホンヤモリ, ニホントカゲ, アオダイショウ) 3 目 8 科 9 種	無尾目 (2 種：アズマヒキガエル, ウシガエル) カメ目 (1 種：ミシシッピアカミミガメ) 有鱗目 (4 種：ニホンヤモリ, ニホントカゲ, ニホンカナヘビ, アオダイショウ) 3 目 7 科 7 種

出典 1：「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査（自然環境調査 Web-GIS）」

(2021 年 2 月 1 日参照 環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>

出典 2：各競技会場の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」をもとに作成

表 9.1.2-6(2) 臨海部における既存資料及び実施段階環境アセスメントにおける動物種の確認状況

分類	確認種	
	既存資料 ¹ (調査年: 1978~1993 年)	実施段階環境アセスメント ² (調査年: 2012~2016 年)
鳥類	<p>ツル目 クイナ科 (3 種: ヒクイナ, オオバン等) カモ目 カモ科 (11 種: カルガモ, スズガモ等) カツツブリ目 カツツブリ科 (3 種: カツツブリ, カンムリカツツブリ等) ハト目 ハト科 (2 種: キジバト, ドバト) カツオドリ目 ウ科 (1 種: カワウ) ペリカン目 サギ科 (5 種: アオサギ, コサギ等)</p> <p>チドリ目 チドリ科 (2 種: コチドリ, シロチドリ) シギ科 (2 種: イソシギ, ハマシギ) カモメ科 (4 種: コアジサシ, ユリカモメ等) タマシギ科 (1 種: タマシギ) タカ目 タカ科 (2 種: チュウヒ, トビ)</p> <p>ハヤブサ目 ハヤブサ科 (1 種: チョウゲンボウ) スズメ目 モズ科 (1 種: モズ) カラス科 (3 種: ハシブトガラス, オナガ等) シジュウカラ科 (1 種: シジュウカラ) ヒバリ科 (1 種: ヒバリ) ツバメ科 (1 種: ツバメ) ヒヨドリ科 (1 種: ヒヨドリ) ウグイス科 (1 種: ウグイス)</p> <p>メジロ科 (1 種: メジロ) ヨシキリ科 (1 種: オオヨシキリ) セッカ科 (1 種: セッカ) ムクドリ科 (1 種: ムクドリ) ヒタキ科 (3 種: ツグミ, イソヒヨドリ等) スズメ科 (1 種: スズメ) セキレイ科 (3 種: ハクセキレイ, タヒバリ等) アトリ科 (1 種: カワラヒワ) ホオジロ科 (2 種: アオジ, オオジュリン)</p>	<p>ツル目 クイナ科 (1 種: オオバン) カモ目 カモ科 (8 種: カルガモ, スズガモ等) カツツブリ目 カツツブリ科 (4 種: カツツブリ, カンムリカツツブリ等) ハト目 ハト科 (2 種: キジバト, ドバト) カツオドリ目 ウ科 (1 種: カワウ) ペリカン目 サギ科 (5 種: アオサギ, コサギ等) アマツバメ目 アマツバメ科 (2 種: アマツバメ, ヒメアマツバメ) チドリ目 チドリ科 (3 種: イカルチドリ, コチドリ等) シギ科 (6 種: アオアシシギ, キョウジョシギ等) セイタカシギ科 (1 種: セイタカシギ) カモメ科 (6 種: カモメ, コアジサシ等)</p> <p>タカ目 ミサゴ科 (1 種: ミサゴ) タカ科 (4 種: オオタカ, ハイタカ) ブッポウソウ目 カワセミ科 (1 種: カワセミ) キツツキ目 キツツキ科 (1 種: コグラ) ハヤブサ目 ハヤブサ科 (2 種: チョウゲンボウ, ハヤブサ) スズメ目 サンショウクイ科 (1 種: サンショウクイ) モズ科 (1 種: モズ) カラス科 (4 種: カケス, ハシボソガラス等) キクイタダキ科 (1 種: キクイタダキ) シジュウカラ科 (3 種: ヤマガラ, シジュウカラ等) ヒバリ科 (1 種: ヒバリ) ツバメ科 (2 種: ツバメ, イワツバメ) ヒヨドリ科 (1 種: ヒヨドリ) ウグイス科 (1 種: ウグイス) エナガ科 (1 種: エナガ) ムシクイ科 (1 種: メボソムシクイ族の一種) チメドリ科 (1 種: ガビチョウ) メジロ科 (1 種: メジロ) ヨシキリ科 (1 種: オオヨシキリ) セッカ科 (1 種: セッカ) ムクドリ科 (2 種: ムクドリ, コムクドリ) ヒタキ科 (7 種: シロハラ, ツグミ等) スズメ科 (1 種: スズメ) セキレイ科 (4 種: セグロセキレイ, タヒバリ) アトリ科 (3 種: カワラヒワ, ウソ, シメ) ホオジロ科 (4 種: ホオジロ, カシラダカ等)</p>

10 目 28 科 60 種

13 目 37 科 90 種

出典 1: 「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査 (自然環境調査 Web-GIS)」

(2021 年 2 月 1 日参照 環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>

出典 2: 各競技会場の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」をもとに作成

表 9.1.2-6(3) 臨海部における既存資料及び実施段階環境アセスメントにおける動物種の確認状況

分類	確認種	
	既存資料 ¹ (調査年: 1978~1993 年)	実施段階環境アセスメント ² (調査年: 2012~2016 年)
昆虫類 (トンボ類)	アオイトトンボ科 (2 種: アオイトトンボ, ホソミオツネントンボ) イトトンボ科 (3 種: アジアイトトンボ, アオモンイトトンボ等) ヤンマ科 (1 種: ギンヤンマ) サナエトンボ科 (1 種: ウチワヤンマ) トンボ科 (4 種: シオカラトンボ, リスアカネ等)	アオイトトンボ科 (1 種: アオイトトンボ) イトトンボ科 (3 種: アジアイトトンボ, アオモンイトトンボ等) ヤンマ科 (1 種: ギンヤンマ) トンボ科 (11 種: シオカラトンボ, チョウトンボ等)
		5 科 11 種
		4 科 16 種
昆虫類 (チョウ類)	セセリチョウ科 (2 種: イチモンジセセリ, ギンイチモンジセセリ) シジミチョウ科 (3 種: ヤマトシジミ, ベニシジミ等) タテハチョウ科 (1 種: ミドリヒヨウモン) アゲハチョウ科 (3 種: クロアゲハ, アゲハ等) シロチョウ科 (2 種: モンキチョウ, モンシロチョウ)	セセリチョウ科 (5 種: チャバネセセリ, キマダラセセリ等) シジミチョウ科 (8 種: ウラナミシジミ, ベニシジミ等) タテハチョウ科 (9 種: ツマグロヒヨウモン, キタテハ等) アゲハチョウ科 (8 種: キアゲハ, アゲハ等) シロチョウ科 (4 種: キタキチョウ, モンシロチョウ等)
		5 科 34 種
昆虫類 (セミ・甲虫類)	セミ科 (2 種: クマゼミ, ニイニイゼミ), ハンミョウ科 (2 種: トウキョウヒメハンミョウ, コハンミョウ)	セミ科 (5 種: アブラゼミ, ニイニイゼミ等) オサムシ科 (56 種: ゴミムシ, クロゴモクムシ等) ハンミョウ科 (3 種: トウキョウヒメハンミョウ, コハンミョウ等) ハネカクシ科 (24 種: ムネビロハネカクシ, クロズトガリハネカクシ等) クワガタムシ科 (1 種: コクワガタ) コガネムシ科 (29 種: カナブン, カブトムシ等) タマムシ科 (11 種: ヒメヒラタタマムシ, ナミガタチビタマムシ等) テントウムシ科 (32 種: ナナホシテントウ, ナミテントウ等) ゴミムシダマシ科 (11 種: エグリゴミムシダマシ, キマワリ等) カミキリムシ科 (9 種: ヨツスジトラカミキリ, ナガゴマフカミキリ等) ハムシ科 (50 種: ニレハムシ, エノキハムシ等) ゾウムシ科 (42 種: エノキノミゾウムシ, ニレノミゾウムシ等)
		2 科 4 種
		54 科 387 種

出典 1: 「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査 (自然環境調査 Web-GIS)」

(2021 年 2 月 1 日参照 環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>

出典 2: 各競技会場の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」をもとに作成

オ. 法令等による基準等

生物・生態系、緑に関する法令等については、表 9.1.2-7(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.1.2-7(1) 生物・生態系、緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)	<p>(文化財の定義) 第二条 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。） (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更について維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 (責務) 第二条 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 4 国民は、第一項及び第二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。 (捕獲等の禁止) 第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合 三 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合 四 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合</p>

表 9.1.2-7(2) 生物・生態系、緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、獵具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止)</p> <p>第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。 二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。 三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。</p> <p>(飼養等の禁止)</p> <p>第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合 <p>(放出等の禁止)</p> <p>第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合 二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(国及び地方公共団体の任務等)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。</p>
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>

表 9.1.2-7(3) 生物・生態系、緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	<p>(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。</p> <p>(緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあっては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。</p>

カ. 東京都等の計画等の状況

生物・生態系、緑に関する東京都等の計画等については、表 9.1.2-8(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 9.1.2-8(1) 生物・生態系、緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～ (平成 28 年 12 月 東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・「2020 年に向けた実行プラン」が目指す「3つのシティ」(「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」) を実現し、「新しい東京」を創り上げていくための政策を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の創出・保全 ・緑の創出・保全 ・生物多様性の保全 ・多様な生物と共生できる都市空間の形成 ・都に残る動植物の生息・生育環境の保全 ・生物多様性保全に向けた気運の醸成
「3 つのシティ」の実現に向けた政策の強化(2019 年度)～2020 年に向けた実行プラン～ (平成 31 年 1 月 東京都)	<p>上記実行プランの推進に向け、以下の政策を展開する。</p> <p>[緑の創出・保全]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都立公園で官民連携による公園整備を実施し、サービスを向上 ➢ 海上公園において、民間事業者と連携したにぎわいを創出する取組を推進 ➢ 災害に強く住民が健康に暮らせる、屋敷林、里山等の緑と農地と住宅が一体となった「緑農住」のまちづくりを促進 ➢ 保全地域における新たなボランティア人材の掘起しと定着を図るため、参加者の経験や関心分野に応じた「保全地域体験プログラム」の充実を図り、幅広い層の保全地域等における自然体験活動の参加を促進 ➢ 公園・緑地整備の進捗を踏まえ、「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定し、整備を加速 ➢ 「緑確保の総合的な方針」を改定し、保全すべき緑地を緑の確保地に選定し、保全を推進 <p>[生物多様性の保全]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 葛西海浜公園における自然環境のモニタリングを継続して実施し、干潟の適切な維持管理や環境改善を図るとともに、環境学習や普及啓発の拠点となる観察施設を整備 ➢ 生物多様性地域戦略を 2021 年度に改定するため、2019 年度から検討を開始。民間企業や N G O 等による検討会を実施することにより幅広い意見を集約するとともに、民間との連携を強化し、都内における生物多様性の主流化を促進
東京都環境基本計画 2016 (平成 28 年 3 月 東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都長期ビジョン」において示した環境政策を更に進化・発展させ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の将来像や、これをを目指した政策展開を明らかにするため策定された。 <p>環境政策の方向性として「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」が設定されており、「生物多様性の保全・緑の創出」「生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大」に関する諸施策が整理されている。</p>

表 9.1.2-8(2) 生物・生態系、緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	・これまでの緑の量を確保する取組とともに、生物多様性の保全など緑の質の向上にも重点を置き、人と自然が共生する都市東京の実現を目指す都の生物多様性地域戦略である。
東京が新たに進めるみどりの取組 (令和元年 5 月 東京都)	・都市づくりのグランドデザインで掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とする。 ・また、東京が新たに進めるみどりの取組として 4 つの方針と主要施策を設定している。 方針 I 抱点・骨格となるみどりを形成する 公園・緑地、開発に伴う緑地、丘陵地・崖線のみどり等、みどりの抱点の形成 水辺・崖線、街路樹、河川敷、自然公園における植生回復等、みどりの軸の形成 方針 II 将来にわたり農地を引き継ぐ 営農継続支援、農地の貸借の促進、まちづくりに位置付け、田園住居地域の指定等 方針 III みどりの量的な底上げ・質の向上を図る 緑化地域の指定、市民緑地認定制度の活用、生物多様性に配慮したまちづくり等 方針 IV 特色あるみどりが身近にある 公共施設における壁面緑化等の推進、民有地における質の高い緑化を誘導
賑わいと自然あふれる海辺を目指して —海上公園ビジョン— (平成 29 年 5 月 東京都)	・新たな時代の海上公園の目標像や基本的な考え方、実現のための方策を取りまとめたものである。 ・東京 2020 大会とその後を見据えて、概ね 10 年後を目標とし、今後の海上公園の整備・運営・管理に関する中長期的な指針として活用していく。 [基本的な考え方] 臨海地域のブランド力と東京の都市力の向上を目指し、 ①環境配慮や防災力の向上などの社会的要請に応えて、公園機能の一層の強化に取り組む ②東京 2020 大会のレガシーを生かすとともに、周辺地域との連携を図り、民間活力を生かして賑わいの創出に取り組む [エリアごとの取組] 運河を臨むエリア、住み憩うエリア、観光・MICE エリア、スポーツエリア、 なぎさ共存エリア、東京湾ゲートウェイエリア [エリアを横断した取組] 自然軸、景観軸、利用軸
第12次鳥獣保護管理事業計画 (平成 29 年 3 月 東京都)	・人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護及び管理することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、国の定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年環境省告示第 100 号）」に基づき、東京都の地域事情を勘案して、「第 12 次鳥獣保護管理事業計画」を定める。 第一 計画の期間 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 第三 鳥獣の人工増殖に関する事項 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 第六 特定計画に関する事項 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 第九 その他
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	・東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物（以下「在来種」という。）を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
tokyo2020 持続可能性進捗状況報告書 (平成 31 年 3 月 東京 2020 組織委員会)	・東京 2020 大会が取り組む持続可能性を定めた「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」（2018 年 6 月）における、5 つの主要テーマ「気候変動」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働、公正な事業慣行等」、「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」について、2018 年の取組を中心に主要テーマの計画の詳細化・取組進捗を示している。 「大気・水・緑・生物多様性等」のテーマのなかで「緑化、生物多様性」「大会における生物多様性等に配慮した資源の消費」に関する主な取組状況が整理されている。

(2) 予測

1) 予測事項

予測事項は、緑や生物・生態系の変化の程度とした。

2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の開催前とした。

3) 予測地域

予測地域は、ヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンを中心とする範囲とした。

4) 予測手法

予測手法は、東京都の近年の緑被地や動物種等の変化の状況を踏まえ、緑や生物・生態系の変化の程度を把握して予測する方法とした。

5) 予測結果

東京都では、公園や緑地の整備、街路樹・植樹帯や公園樹林の再生等により、快適な都市環境の創出や豊かな自然環境の創出・保全の取組を実施している。街路樹については、2008 年度（平成 20 年度）から開始した「街路樹の充実事業（街路樹 100 万本計画）」により、街路樹の植栽を進め、2015 年度（平成 27 年度）には都内街路樹 100 万本を達成するなど、都内の緑地と連続性を持ったグリーンロードネットワークが形成されている。また、区部のうち、特に臨海部においては、多数の海上公園等を整備してきたほか、中央防波堤地区には海の森公園が開園し、2021 年（令和 3 年）に向けて多数の緑地が整備されつつある。このように、中央防波堤地区や臨海部から内陸部にかけての緑の連続性が強化され、近年の臨海部では、従来の水域や草地を生息環境とする動物種に加え、樹林に生息する確認種の割合が増加しているなど、動物相が多様化してきている。

ヘリテッジゾーンは、1964 年（昭和 39 年）の東京大会のレガシーを引き継ぐゾーンであり、東京 1964 大会のオリンピックスタジアムであった国立競技場をはじめ、東京体育館、国立代々木競技場、日本武道館、馬事公苑については、東京 1964 大会に引き続き東京 2020 大会でも使用される。東京 2020 大会の競技会場の整備に当たっては、既存樹木を極力保存するとともに、樹木の移植を実施しており、新設恒久会場となる新国立競技場（オリンピックスタジアム）では、表 9.1.2-9 に示すとおり、在来種を用いた敷地内の植栽を行っている。新国立競技場（オリンピックスタジアム）周辺の緑の状況は、図 9.1.2-6 に示すとおりとなり、東京大会のレガシーを引き継ぐ緑や動物の生息環境が創出される。

東京ベイゾーンは、都市の未来を象徴するゾーンである。東京ベイゾーンとなる臨海部は、高度成長期以降の東京港の物流機能拡張のためのふ頭整備や都市の産業活動に伴って排出される廃棄物や建設発生土による埋立地で造成された。これらの埋立地には、海上公園が多数整備され、これらの緑被地が整備されることにより、中央防波堤地区や臨海部から内陸部にかけての緑の連続性が強化され、近年の臨海部では、従来の水域や草地を生息環境とする動物種に加え、樹林に生息する確認種の割合が増加しているなど、動物相が多様化してきている。このような中、東京ベイゾーンでは、東京 2020 大会に向けて多くの競技会場が整備され、表 9.1.2-10 及び図 9.1.2-7(1)～(6)に示すとおり、既存樹木を極力保存するとともに、樹木の移植を実施しているほか、在来種を用いた敷地内の植栽を行う。新設恒久会場となる有明アリーナ周辺の

緑の状況は、図 9.1.2-8 に示すとおりとなり、新たな緑や動物の生息環境が創出される。

また、東京ベイゾーンについては、「賑わいと自然あふれる海辺を目指して 一海上公園ビジョン」（平成 29 年 5 月 東京都）により、臨海地域全体として考慮すべき自然軸が設定されており、自然軸は“水中及び水際で、様々な生物が生息するとともに自由に移動できる面的な広がりを持った自然環境としていく。”という目標を掲げている。自然軸の位置は、図 9.1.2-9 に示すとおりであり、東京ベイゾーンの会場等は、いずれもこの自然軸に沿っており、各会場等での新たな緑や動物の生息環境の創出は、生態系ネットワークの創出にもつながる。

なお、大会開催中には「フラワーレーンプロジェクト」として緑の鉢植えを設置する。こうした取組によつても、新たな緑や動物の生息環境が創出される。

これらの取組が展開されることにより、2021 年（令和 3 年）に向けてヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンの緑が連続性・一体性を持った質の高い都市環境が形成されるとともに、多様な動植物の生育・生息環境が形成されると予測する。

表 9.1.2-9 ヘリテッジゾーンの新設恒久会場における計画緑化面積

競技会場等名	敷地面積	計画緑化面積	基準となる条例
新国立競技場 (オリンピックスタジアム)	約 109,800m ²	約 24,000m ²	新宿区みどりの条例
武蔵野の森総合 スポーツプラザ	約 33,500m ²	約 12,220m ²	東京における自然の保護と 回復に関する条例

出典：各競技会場の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会フォローアップ報告書」をもとに作成

表 9.1.2-10 東京ベイゾーンの新設恒久会場における計画緑化面積

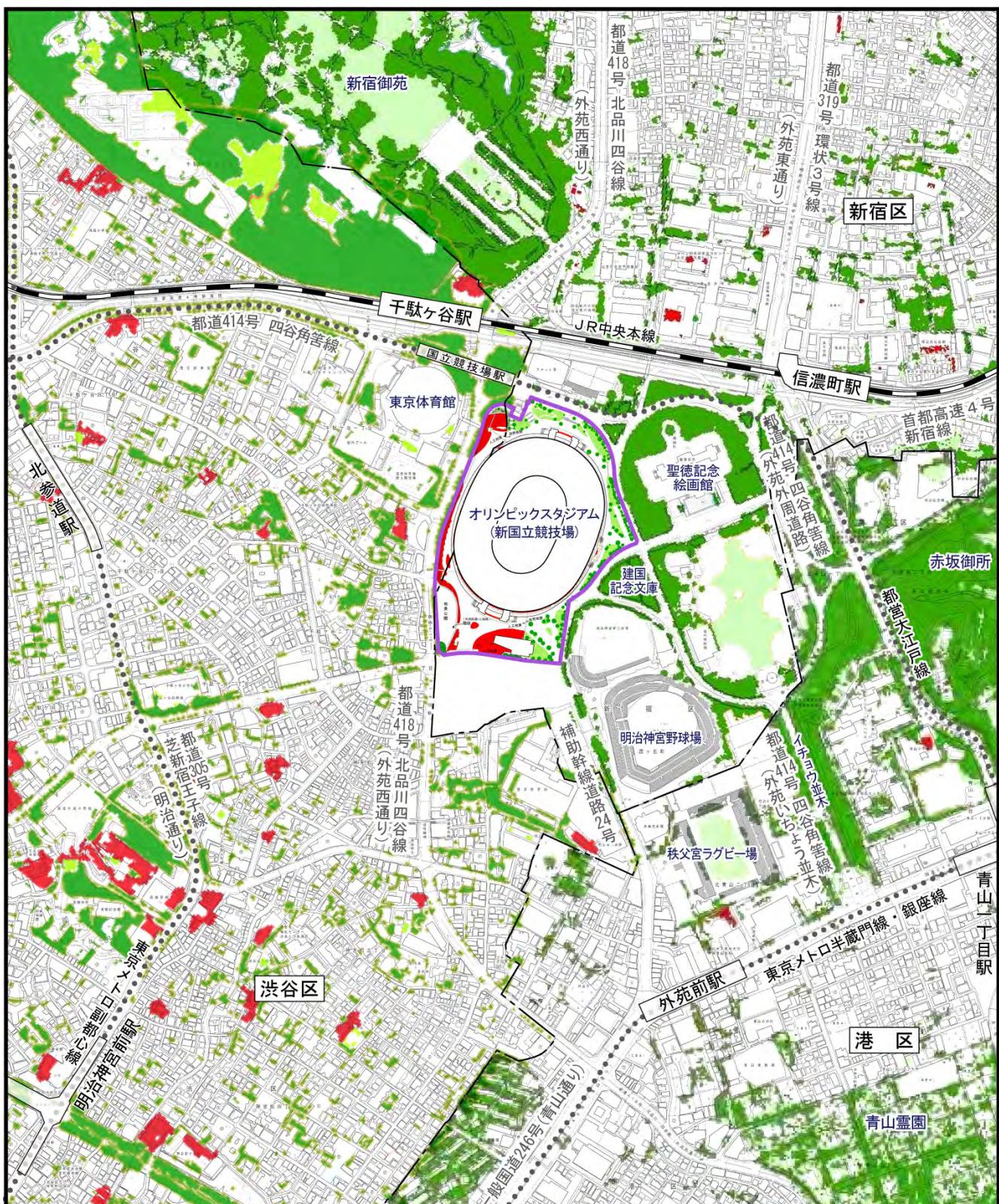
競技会場等名	敷地面積	計画緑化面積	基準となる条例
有明アリーナ	約 36,600m ²	約 7,156m ²	江東区みどりの条例
大井ホッケー競技場	約 282,000m ²	約 62,230m ²	品川区みどりの条例
海の森水上競技場	約 79ha (水域を含む)	高木・中木・低木： 約 11,000m ² 地被類：約 30,000m ²	—
カヌー・スラロームセンター	約 76,000m ²	約 9,970m ²	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例
夢の島公園アーチェリー場	約 20,000m ²	張芝：11,536m ²	—
東京アクアティクスセンター	約 164,800m ²	約 82,000m ²	江東区みどりの条例

注 1) 大井ホッケー競技場の敷地面積は、計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の面積を示す。

2) 夢の島公園アーチェリー場の敷地面積は、予選会場の盛土工事の施工範囲面積を示す。

3) 東京アクアティクスセンターの敷地面積は、計画地を含めた辰巳の森海浜公園内における計画通知予定の敷地面積を示す。

出典：各競技会場の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」等をもとに作成



凡 例

- 計画地^(注)
- 区界
- - JR
- 地下鉄

^(注)計画地の詳細範囲は検討中



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図9.1.2-6
緑の分布状況
(オリンピックスタジアム周辺)



出典：「有明アリーナ」(2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)

http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_07/index.html

図 9.1.2-7(1) 新設恒久施設の完成イメージ図（有明アリーナ）



出典：「大井ホッケー競技場」(2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)

http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_12/index.html

図 9.1.2-7(2) 新設恒久施設の完成イメージ図（大井ホッケー競技場）



出典：「海の森水上競技場」(2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ)

http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_14/index.html

図 9.1.2-7(3) 新設恒久施設の完成イメージ図（海の森水上競技場）



出典：「カヌー・スラロームセンター」（2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ）http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_15/index.html

図 9.1.2-7(4) 新設恒久施設の完成イメージ図（カヌー・スラロームセンター）



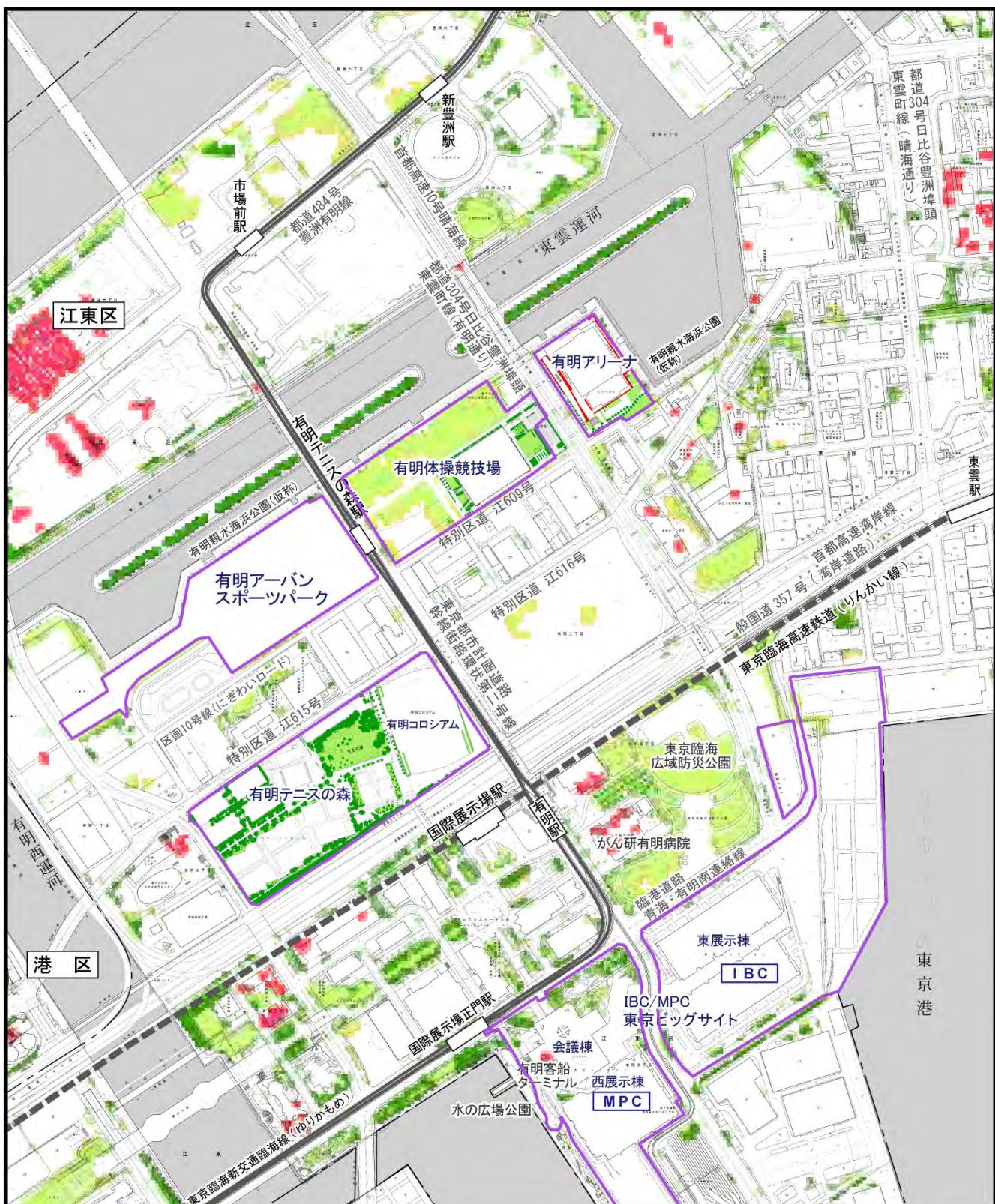
出典：「夢の島公園アーチェリー場」（2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ）http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_16/index.html

図 9.1.2-7(5) 新設恒久施設の完成イメージ図（夢の島公園アーチェリー場）



出典：「東京アクアティクスセンター」（2021年2月1日参照 東京都オリンピック・パラリンピック準備局ホームページ）http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_18/index.html

図 9.1.2-7(6) 新設恒久施設の完成イメージ図（東京アクアティクスセンター）



凡 例

■ 計画地^{注)}

— 東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ)

---- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)

- 樹木地
- 草地
- 人工地盤上

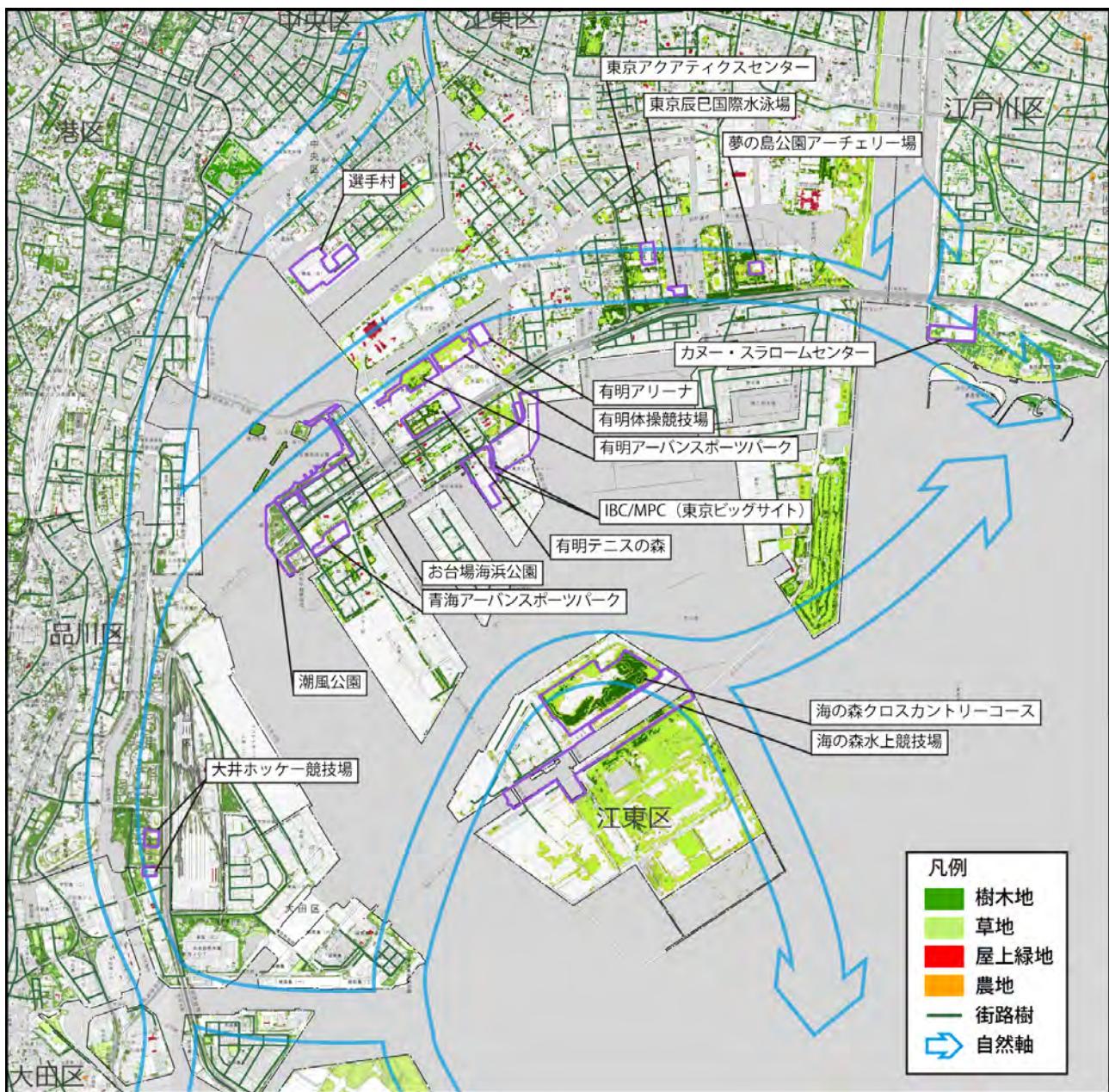


Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図9.1.2-8
緑の分布状況
(有明アリーナ周辺)

^{注)}計画地の詳細範囲は検討中



出典：「東京港の公園・緑地」（2021年2月1日参照 東京都港湾局ホームページ）

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/park/>、「都立公園・庭園案内」（2021年2月1日参照 東京都建設局ホームページ）<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/park/kouenannai/index.html>、「賑わいと自然あふれる海辺を目指して 一海上公園ビジョンー」（平成29年5月 東京都）、「中央区緑の実態調査（第5回）報告書」（平成30年3月 中央区環境土木部水とみどりの課）、「港区みどりの実態調査（第9次）報告書」（平成29年3月 港区）、「平成29年度 江東区緑被率等調査報告書」（平成30年1月 江東区）、「平成26年度品川区みどりの実態調査報告書」（平成27年3月 品川区防災まちづくり事業部公園課みどりの係）、「平成30年度大田区みどりの実態調査概要版」（平成31年3月 大田区）、「緑被分布図」（平成19年 国土交通省都市・地域整備局※緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料D・1-No.393「細密数値情報(10m メッシュ土地利用)首都圏」を利用し作成したものである（承認番号 国地企調第376号 平成20年1月4日）。この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000（土地利用）及び数値地図2500（空間データ基盤）を使用したものである（承認番号平19総使、第450号）。元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution）、「東京都の公園緑地マップ2019」（平成31年3月 東京都建設局公園緑地部計画課）をもとに作成 （※江戸川区は、緑の実態調査未公表）

図 9.1.2-9 臨海地域全体として考慮すべき自然軸

(3) ミティゲーション

東京都が実施している公園整備や街路樹整備等の自然環境の創出・保全についての取組に加え、東京 2020 大会では、以下の取組を実施する。

- 恒久会場の整備に当たっては、既存樹木を極力保存するとともに、樹木の移植を行っている。東京 2020 大会後は、在来種を用いた新たな植樹を行い、所在する自治体の条例等の緑化基準を満足するよう計画しているほか、表 9.1.2-11 に示す自然環境の創出・保全の取組を実施している。
- 仮設会場・仮設施設の整備、解体・撤去においても、既存樹木を極力保存するとともに、樹木の移植を実施又は計画している。既存施設を改修して活用する競技会場である有明テニスの森等では、改変区域内での生育が確認された注目される植物の移植を実施している。
- 競技会場の手荷物検査などを待つ観客の列（レーン）を一般的な金属製の柵やベルトパーテーションで仕切るのではなく、アサガオ等の鉢植えを並べることで仕切る「フラワーレーンプロジェクト」を行う。

表 9.1.2-11 自然環境の創出・保全の取組

競技会場	主な自然環境の創出・保全の取組
新国立競技場 (オリンピックスタジアム)	<ul style="list-style-type: none"> 計画地北側のマテバシイ及び計画地南西、南側の既存樹のヒマラヤスギ、ケヤキ、イチョウ、クスノキを保存した(写真 9.1.2-1 参照)。 聖徳記念絵画館外周などのまとまった緑に隣接する計画地東・北側は階層構造の樹林構成の緑地とし隣接する緑との連続する緑を創出、広いオープンスペースの南側は、大地に大樹となる樹木を植栽し大きな緑が人を迎える空間を創出、街に隣接する西側は渋谷川の記憶の継承と親しみのある里庭の景観を創出する計画としている。
武蔵野の森総合スポーツプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 計画地北側のサクラ（ソメイヨシノ）を保存した。 計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチョウの既存樹木を場外で仮養生を行った上で緑化樹として活用した(写真 9.1.2-2 参照)。
有明アリーナ	<ul style="list-style-type: none"> 計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 植栽樹種は、今後整備される有明親水海浜公園（仮称）との調和や連続性を意識し、計画地に適した樹種を選定する。
大井ホッケー競技場	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。
海の森水上競技場	<ul style="list-style-type: none"> 植栽樹種は、計画地北側の「海の森公園」に植栽されている樹種を考慮し、植栽地の環境に適した在来種を植栽する計画としている。
カヌー・スラロームセンター	<ul style="list-style-type: none"> クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全した(写真 9.1.2-3 参照)。 植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。
夢の島公園アーチェリ一場	<ul style="list-style-type: none"> 予選会場を既存樹木の少ない多目的コロシアム内に配置した。 予選会場の整備に当たっては、樹木診断により、移植に適していると判断された高木 38 本を移植した(写真 9.1.2-4 参照)。
東京アクアティクスセンター	<ul style="list-style-type: none"> 辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。 植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。

出典：各競技会場の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」をもとに作成。



(東京都撮影)

写真 9.1.2-1 保存したヒマラヤスギ
(新国立競技場(オリンピックスタジアム))



(東京都撮影)

写真 9.1.2-2 緑化樹として活用したイチョウ
(武蔵野の森総合スポーツプラザ)



(東京都撮影)

写真 9.1.2-3 保存したクロマツ植林
(カヌー・スラロームセンター)



(東京都撮影)

写真 9.1.2-4 移植後のケヤキ
(夢の島公園アーチェリー場)

(4) 評価

1) 評価の指標

評価の指標は、生物・生態系や緑に配慮した取組が事業者の実施可能な範囲で最大限行われることとした。

2) 評価の結果

東京都では、公園や緑地の整備、街路樹・植樹帯や公園樹林の再生等により、快適な都市環境の創出や豊かな自然環境の創出・保全の取組を実施している。区部のうち、特に臨海部においては、多数の海上公園等を整備してきたほか、中央防波堤地区には海の森公園が開園し、2021年（令和3年）に向けて多数の緑地が整備されつつある。このように、中央防波堤地区や臨海部から内陸部にかけての緑の連続性が強化され、近年の臨海部では、従来の水域や草地を生息環境とする動物種に加え、樹林に生息する確認種の割合が増加しているなど、動物相が多様化してきている。

このような中、ヘリテッジゾーン及び東京ベイゾーンでは、東京2020大会の競技会場の整備に当たり、既存樹木を極力保存するとともに、樹木の移植を実施しているほか、新設恒久会場では、在来種を用いた敷地内の植栽を行っている。また大会開催中には「フラワーレーンプロジェクト」として緑の鉢植えを設置する。こうした取組の結果、新たな緑や動物の生息環境が創出される。

以上のように、東京2020大会の競技会場の整備において緑の量や生物の生育・生息空間としての機能向上に資するような取組を東京都及び組織委員会が連携して取り組む計画となっていることから、生物・生態系や緑に配慮した取組が事業者の実施可能な範囲で最大限行われるものと考える。

(空白のページ)